

生活困窮者のための就労訓練事業について

平成 27 年 4 月から、生活困窮者の支援制度が始まり、生活全般にわたる相談窓口が全国に設置されました。新たな生活困窮者自立支援制度において、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業等が展開されています。

私ども社会福祉法人加島友愛会ル・プラスでは、今般、豊中市より就労訓練事業の認定を受け、事業の実施をさせていただくことになりました。

就労訓練事業は、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を行うにあたり、生活困窮者に対し就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上の為に必要な訓練を行うための事業です。

就労訓練事業における就労形態には、雇用契約を結んだ上で、支援付の就労を行う「雇用型」と雇用契約を結ばずに訓練として就労を体験する「非雇用型」があります。

生活困窮者自立支援制度についての詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。



生活困窮者自立支援制度 制度の紹介 厚生労働省ホームページ

[HTTP://WWW.MHLW.GO.JP/STF/SEISAKUNITSUITE/BUNYA/0000073432.HTML](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html)

就労訓練事業所「ル・プラス」

2013 年 5 月就労継続支援 A 型事業所として開設

大阪府豊中市上津島一丁目 4 番 3 号

TEL 06-6151-3701

FAX 06-6151-3810

E-mail re.plus@kashima-yuai.or.jp

雇用型【雇用契約を締結し、当法人の非常勤職員（賃金）の規定による給与を支給します】

※ 参考（2021 年 4 月 1 日現在の時間給与：¥964 ※～7 時間 30 分勤務）

※ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく特別手当等は支給されません。

※ 交通費実費支給（月額上限 30,000 円まで）

※ その他就業規則・給与規定によります。

非雇用型【実習扱いとなるため給与及び工賃は支給されません】

支援体制

専門の職員が常駐し、職業訓練に参加される方への助言、指導を行います。

訓練内容

ふとん類・白衣ユニフォーム類のクリーニングに伴う、検品・洗濯・乾燥・仕上げ作業等

利用状況

2017 年度 1 名 ・ 2018 年度 3 名 ・ 2019 年度 1 名 ・ 2020 年度 0 名